

## 令和7年度第1回 特定最低賃金合同専門部会議事録

### 1 開催日時、場所

日時 令和7年8月21日（木）午後1時30分～午後2時20分  
場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室（徳島労働局）  
(徳島市徳島町城内6-6)

### 2 出席者

○一般機械（公益委員）	竹原委員	撫養委員	米澤委員
（労側委員）	川口委員	辻委員	徳永委員
（使側委員）	天野委員	森委員	
○電気機械（公益委員）	稻倉委員	竹原委員	段野委員
（労側委員）	木戸委員	矢藤委員	横井委員
（使側委員）	久米委員	鴻池委員	五島委員

### 3 主要議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 特定最低賃金改正の必要性審議について
- (3) 審議日程調整について
- (4) その他

### 4 議事

#### ○事務局（賃金室長）

ただいまより令和7年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、今年度より賃金室長として着任しました渡辺と申します。これまでに、お顔合わせさせていただいている委員の方もおられますけれども、今回、初めての委員の方もおられますので、この場をもって紹介させていただきます。

それでは、委員の皆様方のお手元に辞令をお配りさせていただいております。ご査収の程、よろしくお願ひします。

その他、本日のレジュメと、あと関係資料一綴りをお配りさせていただいています。

それでは、こちらの合同専門部会の議事進行に関しましては、事前に徳島地方最低賃金審議会の段野会長に司会をお願いしておりますので、段野会長にこれから替わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○段野会長

ありがとうございます。

本日の合同専門部会の議事進行を務めさせていただきます段野でございます。

地賃を担当されている委員の皆様におかれましては、午前中に引き続いての審議となります。各委員の皆様方、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより令和7年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

事務局は、委員の出席状況についての報告をお願いいたします。

また、特定最低賃金の専門部会としましては、本日が初めての顔合わせとなります

で、委員の紹介も併せてよろしくお願ひいたします。

### ○事務局（賃金室長）

本日の出席状況についてご報告させていただきます。

専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項において、9名の委員のうち3分の2である6名以上、または公労使各側委員のそれぞれの3分の1である1名以上の出席により成立します。本日は、一般機械専門部会委員が8名、電気機械専門部会委員が9名の委員の出席を確認しております。いずれの専門部会委員につきましても、定足数を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

引き続きまして、各委員の皆様のご紹介に移らせていただきたいと思います。

お手元の資料1ページをご覧ください。資料1と振ってあるところでございます。各特定最低賃金専門部会の委員の名簿となっております。

それでは、各委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員からご紹介いたします。

事務局から見て正面、右側から順に弁護士の竹原委員です。竹原委員は、今年度からのご就任となっており、一般機械、電気機械、両方の専門部会を担当していただきます。

続きまして、徳島県社会保険労務士会顧問の米澤委員です。米澤委員には、一般機械専門部会を担当していただきます。

続きまして、徳島大学教授の段野委員です。段野委員には、電気機械専門部会を担当していただきます。

続きまして、四国大学准教授の稻倉委員です。稻倉委員には、電気機械専門部会を担当していただきます。

続きまして、徳島新聞社論説委員の撫養委員です。撫養委員には、一般機械専門部会を担当していただきます。

次に労働者代表委員を紹介いたしたいと思います。

一般機械、電気機械の順から、氏名の50音順にご紹介をしたいと思っております。

まず、一般機械委員からご紹介いたします。

連合徳島会長の川口委員です。

続きまして、JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合執行委員長の辻委員です。

続きまして、ジェイテクト労働組合徳島支部評議委員の徳永委員です。徳永委員は本年度からご就任いただいております。

続きまして、電気機械の委員をご紹介させていただきます。

株式会社大真空労働組合徳島支部副支部長の木戸委員です。

続きまして、PHC労働組合徳島地区執行委員長の矢藤委員です。

続きまして、パナソニックエナジー労働組合あわ支部書記長の横井委員です。

次に使用者代表委員を紹介いたします。

まず、一般機械委員からご紹介いたします。

有限会社天野鉄工所取締役の天野委員です。

続きまして、四国化工機株式会社経営管理本部総務部長の森委員です。

西精工株式会社渡辺委員につきましては、本日、欠席されております。

続きまして、電気機械の委員をご紹介させていただきます。

株式会社NDK代表取締役の久米委員です。

続きまして、山菱電機株式会社管理グループ課長の鴻池委員です。

続きまして、有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役の五島委員です。

最後に、事務局の紹介をいたします。

労働基準部長の中村です。

賃金室長補佐の吉成です。

最後に、繰り返しとなります、賃金室長の渡辺です。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

#### ○段野会長

ありがとうございました。

各特定最低賃金専門部会の公開につきましては、第2回本審におきまして、昨年と同様に、「会議は非公開とするが議事録を公開する、発言者氏名は非公開とするものの、公労使の別については公開する」旨決議されておりますので、今回の審議につきましては、会議を非公開とし、議事録を公開することいたします。なお、議事録が公開されるまでの間、議事要旨が公開されることになります。

また、特賃専門部会と合同で開催する本審につきましては、今年度から新たに「会議を公開するとともに、議事録における発言者氏名を公開する」旨決議されておりますので、例年、年末頃に開催されます特賃専門部会と合同で開催する本審におきましては、公開の対象となることを改めて申し上げます。

それでは、議事を進めたいと思います。

議題1、部会長及び部会長代理の選出について、事務局は資料の説明をお願いいたします。

#### ○事務局（賃金室長）

事務局より説明させていただきます。

先ほどの資料No.1、各特定最低賃金専門部会委員の名簿をご覧ください。

各特定最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理に関しましては、最低賃金法第25条第4項の規定により公益委員の中からこれを選出することになっております。

6月に開催いたしました公益委員会議においてご検討いただいた結果、一般機械に関しましては、部会長に撫養委員、部会長代理に米澤委員、電気機械に関しましては、部会長に稻倉委員、部会長代理に段野委員とのご意見をいただいております。

以上です。

#### ○段野会長

ただいまのご説明にありましたように、公益委員会議で検討したとおり部会長と部会長代理を選出してよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

#### ○段野会長

ありがとうございました。

続きまして、議題2に移りたいと思います。

特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。

事務局はこれまでの経過と本日の審議についての説明をお願いいたします。

## ○事務局（賃金室長）

順に説明させていただきます。

特定最低賃金に関しましては、関係労使が、労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたものに限定して設定されています。

お手元にお配りしている最低賃金決定要覧の115ページ、116ページをご覧ください。

ご承知のとおり徳島に関しましては、造作材、一般機械、電気機械の3つの特定最低賃金が設定されております。

特定最低賃金の決定、改正、廃止につきましては、最低賃金法第15条の規定により、労働者または使用者の全部または一部を代表する者の申出により審議が開始されます。

資料2ページの資料No.2に「最低賃金改正申出書の概要」について掲載させていただいております。今年度におきましては、このとおり、特定最低賃金改正の申出書の提出がなされました。具体的には6月18日に電気機械、6月26日に一般機械についての改正の申出書が提出されました。なお、造作材につきましては、本年度は改正の申出がございませんでした。

この改正の申出の要件に関しましては、適用労働者数の3分の1以上の同意が必要となっています。なお、適用労働者数、適用使用者数に関しましては、先ほど見ていただきました決定要覧の115ページと116ページの右端のほうに記載してあるとおりであり、資料3ページの資料No.3のところにも同じようなものを添付させていただいております。

今回、改正の申出のあった一般機械におきましては適用労働者数の40.4%、電気機械におきましては76.9%の労働者からの申出ということで、いずれの申出も要件である3分の1以上を満たしておりましたので、7月17日開催の第2回本審において、改正の必要性があるかどうかを審議いただくよう徳島労働局長から諮問がありました。その際の諮問文に関しましては、お手元の資料の4ページ、5ページの資料No.4の部分です。こちらに改正の必要性に関する諮問の文書を添付させていただいております。

また、特定最賃の必要性審議は専門部会を設置して行うことが第2回本審において決議されました。労使代表委員の推薦公示を行い、労使団体から推薦をいただいた皆様方を任命させていただき、本日の合同専門部会の開催に至っております。

審議経過の説明に関しましては以上でございます。

続きまして、本日の必要性審議について説明をさせていただきます。

必要性審議の結論に関しましては、全会一致で改正の必要性ありと決議する場合と、全会一致には至らない場合がございます。必要性ありの決議に関しましては、全会一致で行われることが原則とされており、仮に全会一致の結論に至らない場合におきましては、別途、専門部会を設けて、全会一致を目指し再度審議するか、必要性ありとすることはできないという結論に達したというような部会報告を行うこととなります。必要性ありの全会一致の議決をいただきますと、本審への部会報告を作成するとともに、専門部会の決議をもって本審の決議となります。

これは第2回本審において、専門部会で全会一致により議決された場合につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用する旨を議決していることとなっているからです。

なお、本日は、この後、本審が開催されることになっておりますので、答申は本審において行うことを予定しております。

必要性審議に関してですが、昨年度は一般機械、電気機械の順番で、この場でご審議いただきました。別室もございますので、専門部会ごとに必要性審議を行うことも可能です

が、差し障りがないようであれば、昨年度と同様に一般機械、電気機械の順番でこの部屋で審議をいただくのがよいかと考えますが、いかがでしょうか。

○段野会長

ありがとうございます。

では、事務局より、審議経過と本日の審議についての説明がありました。

審議経過につきましては、ご質問等はございますか。

特にございませんか。

[委員から「なし」の声]

○段野会長

ありがとうございます。

続きまして、特賃の必要性審議を行うに当たりまして、事務局より各専門部会に分かれての審議を行うことも可能との説明がありましたが、審議の効率化の観点から、例年どおり一般機械、電気機械の順番で、この部屋で必要性審議を行いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野会長

ありがとうございます。

それでは、最初に一般機械について審議を行いたいと思います。

撫養部会長に進行をお任せします。

○撫養部会長

ただいまから、一般機械等製造業最低賃金の改正の必要性の有無についての審議を行います。

労使の委員の皆様から、改正の必要性についてのご意見を伺いたいと思います。

まず、労側委員、いかがでしょうか。

○川口委員（労側）

一般機械について、これまでずっと必要性ありということで、使用者側のご理解もいただいておるところですし、地賃に比べると高いということでございますけれども、やはり魅力ある職業として選択していただくということからすると、やはり必要性ありと労側は考えておりますので、ぜひ改正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○撫養部会長

では、使側委員、お願いします。

○天野委員（使側）

トランプ関税、それから価格転嫁の厳しさ、物価の高騰、いろいろな条件が重なって、とても県内企業は厳しい状態ではありますが、やはり物価上昇で生活が苦しいということ

もありますので、徳島の状態に合わせた改正審議ができればいいなと思っていますのでよろしくお願ひします。

○撫養部会長

それでは、全会一致で一般機械等製造業最低賃金について、改正の必要性ありということで部会報告を作成し、その内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○撫養部会長

事務局は、部会報告案と答申文案を配付してください。

(専門部会委員に「部会報告案」と「答申文案」を配付)

○撫養部会長

部会報告と答申文は同じ内容となります。

委員の皆様、ご確認をお願いします。

この部会報告と答申文の内容でよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○撫養部会長

それでは、この後、開催される本審において、この答申文をもって答申を行いたいと思います。

これで、一般機械等製造業最低賃金の改正の必要性についての審議を終わります。  
進行を司会の段野会長にお戻しします。

○段野会長

ありがとうございました。

続きまして、電気機械についての審議を行いたいと思います。

稻倉部会長に進行をお任せします。

○稻倉部会長

それでは、電気機械等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議を行います。

労使の委員の皆様から、改正の必要性についてのご意見を伺いたいと思います。

まず、労側の委員いかがでしょうか。

○木戸委員（労側）

必要性審議における労働側の意見を述べさせていただきます。

電機産業においても、労働側は特定最低賃金改正の必要性があると考えております。

理由としては、最低賃金制度が公正な賃金決定の促進による労働条件の向上を目的としており、事業の公正競争の確保に貢献するからです。サプライチェーン産業の持続的成長に不可欠な役割を担っており、我々電機連合は、かねてより電機労働者の賃金底上げと公正な待遇の確立を目指して、最低賃金引上げに取り組んでまいりました。

政府が掲げる目標賃金が1,500円とありますので、2025年度の地域別最低賃金は過去を大幅に上回る引上げが予想されます。このような状況においても、特定最低賃金の優位性を確保し、その本来の役割を果たすためには、地域別最低賃金の引上げを前提とした上で、さらに踏み込んだ議論が必要です。

特定最低賃金は、当該産業の関係労使のイニシアチブにより設定される優位性確保の必要性から徳島県の電機産業の実情に即した真摯な議論と公益性が不可欠と考えます。

以上のことから、特定最低賃金の改正は、電機産業の健全な発展と労働者の生活の安定に資するものであり、労働側として強く必要性を訴えます。今後の審議においては、地域の実態と産業の将来を見据えた建設的かつ前向きな議論が行われることを期待いたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

では、使側の委員からお願いします。

○久米委員（使側）

それでは、使側からの意見を述べさせていただきます。

先ほどの一般機械における使側委員からの発言、本当にそのままにはなるんですが、やはり、我々の産業が現在置かれている外部環境ですが、輸出に関するところもそうですし、物価に関するところもそうですし、様々な問題が起きておりまして、そういう意味では、昨年よりも取り巻く環境というのはもっと厳しさを増しているというふうに実感しております。

ただ、そういう中でも、雇用を守るため、また社員さんの生活を守るためにも、改正審議の必要性というのはあると考えております。

電機産業の実情というところについて、平均値というところだけではなく、やはり企業の規模の大小もありますし、それぞれの実情もありますし、そういうところをしっかりと踏まえた議論ができればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○稻倉部会長

ありがとうございます。

それでは、全会一致で電気機械等製造業最低賃金についての改正の必要性ありということで部会報告を作成し、その内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○稻倉部会長

ありがとうございます。

事務局は、部会報告案と答申文の案を配付してください。

（専門部会委員に「部会報告案」と「答申文案」を配付）

○稻倉部会長

部会報告と答申文は同じ内容となります。

委員の皆様、ご確認をお願いいたします。  
この部会報告と答申文の内容でよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○稻倉部会長

ありがとうございます。  
それでは、本日開催される本審において、この答申文をもって答申を行いたいと思います。  
これで、電気機械等製造業最低賃金改正の必要性についての審議を終わります。  
進行を司会の段野会長にお渡しいたします。

○段野会長

一般機械、電気機械とも必要性ありとの結論に至りました。  
委員の皆様方におかれましては、議事の円滑な進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。  
次の議題に移りたいと思います。  
事務局は、審議日程調整について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より、日程調整についてご説明を申し上げます。  
さきに、事務局のほうから各委員のご予定をお聞きしまして調整を図っておりました。  
特賃専門部会開催候補日と記載した資料に取りまとめて机上へ配付させていただいている  
ます。全員参加できるような日というのが少ないため、最も多くの委員が参加できる日も候補日として挙げさせていただいております。これを参考に、9月末から10月23日までの期間で調整をお願いしたいと思っております。  
審議日程を9月末からと申し上げた理由としまして、特賃は、県最賃を上回る必要性がございますので、特賃の金額審議に関しましては、県最賃の金額がかなり重要な形になってまいります。県最賃の異議申立て期間を経て、労働局長が改正決定を行うのが、予定としまして、遅くとも9月末までには行われるのではないかと考えておりますので、今後の各特賃の専門部会の開催は、9月末より開始したいと考えている次第です。

また、審議日程の終了を10月23日までと申し上げましたのは、資料の11ページ、資料8をご覧ください。ここに赤枠で囲んでいる部分でございます。

例年、特賃の発効日に関しましては12月21日としているところなんですかけれども、12月23日に発効するためには、遅くとも10月23日までには答申を行う必要性がございますので、10月23日を最終というような形で設けさせていただいております。

例年、予備日を2日ほど設けておりますので、予備日につきましても併せて調整をお願いしたいと思います。ですから、予備日も含めると合計して4日間の専門部会の日程調整をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○段野会長

各専門部会で日程調整をお願いします。  
事務局は、決まりました日程についての報告をお願いいたします。

(各専門部会にて日程調整中)

○事務局（賃金室長）

それでは、皆様方のご意見をいただきまして、各専門部会の日程についてとりまとめましたので報告させていただきます。

一般機械につきましては、第2回専門部会を9月30日の13時30分から、第3回専門部会を10月3日の13時30分から、そして、予備日である第4回専門部会を10月17日の13時30分から、同じく予備日である第5回専門部会を10月23日の10時からとなっております。

また、電気機械につきましては、第2回専門部会を10月3日の15時から、第3回専門部会を10月16日の15時30分から、予備日である第4回専門部会を10月22日の13時30分から、同じく予備日である第5回専門部会を10月23日の15時30分からとなっております。

また、会場につきましては、決まり次第、事務局から各委員宛てに連絡をしたいと思っております。この会議室を利用することになろうかと思うんですけれども、庁舎工事の関係により使用できず、外部会場になる可能性もありますので、確定し次第、各委員にメールでお知らせをさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○段野会長

ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○段野会長

よろしいでしょうか。

では、事務局より何かありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

事務局からは特にございません。

○段野会長

それではこれで閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。

本日はありがとうございました。